

【ベトナム】ベトナムの知的財産権の登録手続における委任状の形式に関する新たな通達（"Notice No. 13822/TB-SHTT"）の発行について

2020年12月4日

ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、ベトナムの知的財産権の登録手続における委任状の形式に関する新たな通達（"Notice No. 13822/TB-SHTT"）の発行についてのお知らせです。

2020年11月23日、ベトナム知的財産庁は、知的財産権の登録手続における委任状の形式に関する新たな通達（"Notice No. 13822/TB-SHTT"）を発行した。

従前は、代理人が出願手続を行う場合に提出する委任状の署名者に制限はなく、公証や認証も不要であったが、同通達では、出願人本人（出願人が個人の場合）又は出願人の法的代表者（出願人が法人の場合）が署名した委任状の提出が必要とされ、その他の者が署名した場合には、その者の権限を証明する書類を提出するか、そのような署名がない場合には委任状に公証及び認証を付すことが必要とされた。

情報公開日

2020年11月26日

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。